

佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月27日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第37号

佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県知事等の退職手当に関する条例（昭和56年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(退職手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次条の規定による在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の65</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の45</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 教育長 <u>100分の25</u></p>	<p>(退職手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次条の規定による在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の55</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の38</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 教育長 <u>100分の21</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。